

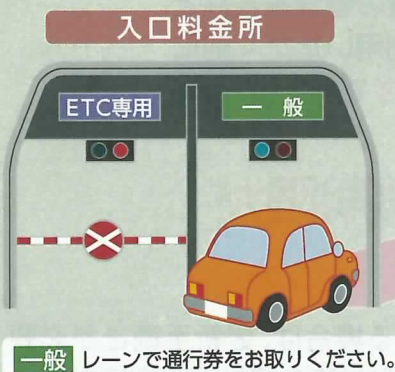
いつも高速道路をご利用いただき、ありがとうございます。 ETCで障害者割引をご利用のお客さまへ

障害者割引を受けられる場合は、事前にお手続きされた身体障害者手帳または療育手帳を必ず携帯してください。

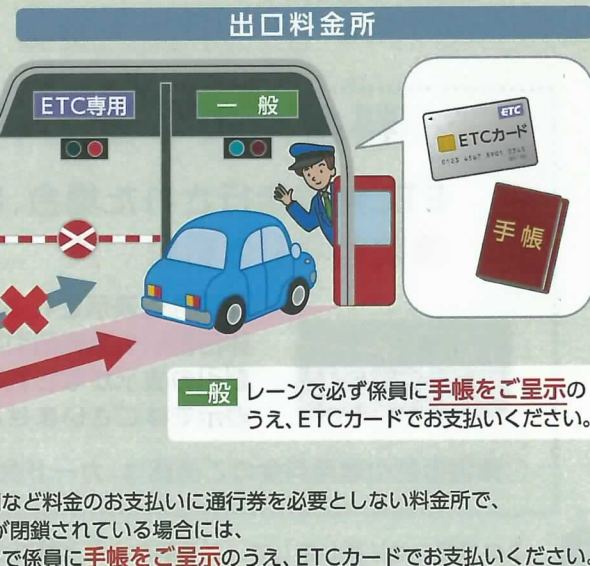
ETC設備の点検などにより、ETCレーンを閉鎖する場合がございます。その際には、大変ご迷惑をお掛けしますが、係員のいるレーン※で**手帳をご呈示**のうえ、料金をお支払いいただくようお願いいたします。(係員が手帳に記載された登録事項を確認させていただきます。)

※料金精算機のあるレーンでは呼び出しレバーで係員をお呼びください。

入口料金所のETCレーンが閉鎖されているとき



出口料金所のETCレーンが閉鎖されているとき



⚠️ ご注意ください!!

- ETCレーンの閉鎖などによりETC無線通信による走行ができなかった場合、**手帳のご呈示がないと障害者割引は適用されません。** ※事前にお手続きされたETCカードでのお支払いの場合も、手帳のご呈示が必要です。

©このお知らせは、障害者割引のETC利用申請をされたお客さまにお送りしています。

裏面もご覧ください▶▶▶

ご利用の際のご注意



身体障害者手帳または療育手帳を必ず携行してください。

ETCレーンの閉鎖などによりETC無線通信による走行ができなかった場合、係員のいるレーンで手帳をご呈示のうえ、ETCをご利用の旨お申し付けください。



ご登録された自動車・ETCカード以外でのご利用の場合、障害者割引は適用されません。

自動車のナンバーやETCカード番号、ETC車載器の管理番号など、ご登録事項に変更がある場合は、高速道路をご利用いただく前に市区町村等の福祉担当窓口での変更手続きが必要です。



障害者割引の適用には有効期限があります。

有効期限後も引き続き障害者割引をご利用になる場合は、更新手続きが必要です。更新手続きは、有効期限の2ヶ月前より市区町村等の福祉担当窓口で行うことができます。

料金所での通行料金表示について

ETC無線走行された場合、料金所の料金表示器には、**障害者割引の料金は表示されません。**



「割引」と表示される場合がありますが、ご利用された走行が、休日割引や深夜割引など他の割引の対象となったことにより、割引の表示がなされているものであり、障害者割引による表示ではございません。

○障害者割引適用料金のご確認は、カード会社からの請求書によりご確認ください



このお知らせに関しまして、ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

NEXCO 東日本お客さまセンター

NEXCO 中日本お客さまセンター

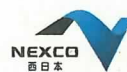
NEXCO 西日本お客さまセンター



0570-024-024
PHS・IP 電話のお客さまは
03-5338-7524



0120-922-229
フリーダイヤルがご利用できないお客さまは
052-223-0333



0120-924-863
フリーダイヤルがご利用できないお客さまは
06-6876-9031

<http://www.driveplaza.com>

<http://www.c-nexco.co.jp>

<http://www.w-nexco.co.jp>

平成26年7月版